

トーキョーワンダーサイトコミッティ

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

トーキョーワンダーサイトコミッティ（以下「コミッティ」という。）は、平成13年8月に設立された任意団体である。局は、国内外の若手芸術作家・グループの育成のため、トーキョーワンダーサイト（文京区本郷二丁目4番16号、建物鉄筋コンクリート造・3階建484m²）を作品発表の場として提供し、都民及び芸術家同士の交流を図る芸術活動（発表）支援事業を行っている。コミッティは、トーキョーワンダーサイト事業に係る次の事業を行っている。

ア トーキョーワンダーサイト事業内容の企画、検討

イ イベント事業、展示事業及び講演会など

(2) 都との関係

都は、表1のとおり、補助金を交付している。

（表1）補助事業

補 助 事 業 名 (補助要綱名)	補助金の対象事業	補助対象経費	交付額（千円）
平成14年度トーキョーワンダーサイト (平成14年度トーキョーワンダーサイト補助金交付要綱)	コミッティが主催する平成14年度トーキョーワンダーサイト事業	事業の実施に必要な経費	9,984
平成15年度トーキョーワンダーサイト (平成15年度トーキョーワンダーサイト補助金交付要綱)	コミッティが主催する平成15年度トーキョーワンダーサイト事業	事業の実施に必要な経費	34,932

2 組織（平成16年4月1日現在）

コミッティは、本部を新宿区西新宿二丁目8番1号（生活文化局文化振興部内）に置き、委員5名（委員長（生活文化局文化振興部長兼務）1名、副委員長1名、委員3名）及び職員3名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成14年度及び平成15年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局 平成16年12月10日及び22日

(2) コミッティ 平成16年12月13日及び14日

第3 監査の結果

1 補助事業等の実績について

平成14年度及び平成15年度におけるコミッティの補助事業の実績は、表2のとおりである。

なお、別項指摘事項にあるとおり、補助事業の執行においては是正・改善すべき事項が認められた。

(表2) 補助事業の実績

補助事業名	事業種別	開館日数	入場者数	1日平均入場者数
平成14年度 トーキョーワ ンダーサイト	展示事業・・・2回 「岡本太郎とワンダーキッズ」ほか コンサート・・・6回 「漆原朝子ヴァイオリンリサイタル」ほか 交流イベント事業・7回 「サマーアトリエわりばし巨木になる」ほか 講演会・・・2回 「モンゴルの大地と神話」ほか	233日	36,605名	157.1名
平成15年度 トーキョーワ ンダーサイト	展示事業・・・7回 「ゲルハルト・リヒター展」ほか コンサート・・・2回 「アジナイホール馬頭琴コンサート」ほか イベント事業・・・5回 「アーティストナイトV o l . 2」ほか 企画支援事業・・・2回 「伝統と未来」ほか 講演会・・・2回 「アートは新しい東京をつくれるか」ほか	228日	19,457名	85.3名

2 指 摘 事 項

(1) 共通

ア 補助金の申請及び精算に係わる委員会の開催を適宜行うとともに、コミッティの委員会運営について適切な指導を行うべきもの

コミッティは、平成14年度及び平成15年度トーキョーワンダーサイト補助金交付要綱に基づき、局から補助を受けて「トーキョーワンダーサイト」事業を実施している。

ところで、コミッティにおける委員会の開催状況を見たところ、表3のとおり両年度とも年1回しか開催されておらず、事業計画の決定及び決算の認定が審議されないまま、委員長の決定により局に対して補助金の申請及び精算書を提出している。また、局は、このことを知りながら補助金の申請及び精算書の提出を受け、そのまま処理していた。

本来、事業計画の決定や決算の認定などの極めて重要な事項は、事前に委員会で審議決定すべきものである。

コミッティは、補助金の申請及び精算に係わる委員会の開催を適宜行われたい。また、局はコミッティの委員会運営について適切な指導を行われたい。

(生活文化局)

(トーキョーワンダーサイトコミッティ)

(表3) 委員会の開催と補助金の状況

補 助 金 名	申 請	精 算	委員会の開催等
平成14年度トーキョーワンダーサイト補助金	平成14年4月8日 交付申請 金額 10,000,000 円	平成15年5月19日 補助金精算書 金額 9,984,042 円	平成14年7月5日 議 題 2002年度事業について その他
平成15年度トーキョーワンダーサイト補助金	平成15年4月10日 交付申請 金額 35,498,000 円	平成16年5月17日 補助金精算書 金額 34,932,484 円	平成15年6月3日 議 題 平成15年度事業計画 報告事項 平成14年事業報告

イ 補助事業に係る補助の条件を守り適切な手続きを行うべきもの

局は、都民及び芸術家同士の交流を図る芸術活動（発表）支援事業を行うため、コミッティに補助金を支出している。

ところで、平成１４年度の「補助金交付申請書」に添付された事業計画書（年度当初に提出されたもの）と、補助事業に係る実績報告書（年度終了後に提出されたもの）を比べたところ、表４のとおり、乖離している実態が見受けられた。

しかしながら、補助の条件として、事業経費配分の変更、事業内容の変更、事業中止や廃止などの際には、都の承認が必要とされているにもかかわらず、これらの手続きが行われていない。また、平成１５年度の「補助金交付申請書」に添付された事業計画書（年度当初に提出されたもの）には、平成１４年度には記載されていた事業別の予算額が記載されていないため、事業ごとの金額の変更経緯が不明となるなど、不備な書類の提出・収受を行っている。

局とコミッティは、補助金に係る事業の執行に当たり、補助の条件を守って適切な手続きを行われたい。

（生活文化局）

（トーキョーワンダーサイトコミッティ）

（表４）平成１４・１５年度補助対象事業に係る事業計画と実績報告の違い （単位：千円）

年度	事業計画内訳	事業計画の予算額	実績報告内訳	実績報告の決算額
平成 １４	展示事業	３，９２５	展示事業	２，４９１
	交流イベント事業	５，９２５	コンサート	３，０１１
	講演会	６００	交流イベント事業	６，０１３
			講演会	１０
			管理費等	２，５２３
	合 計	１０，４５０	合 計	１４，０４８
平成 １５	人件費	１７，２４１	展示事業	１０，０３０
	事務費	９，５６０	コンサート	６２２
	事業費	８，７９９	イベント事業	１，９４１
	消費税	８９８	企画支援事業	５，５５８
			人件費	１５，３７４
			管理費	８，２２５
	合 計	３６，４９８	合 計	４１，７５０